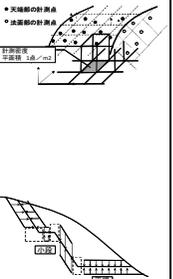


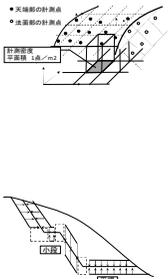
土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和5年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差				±70	±160

新(令和8年10月版)

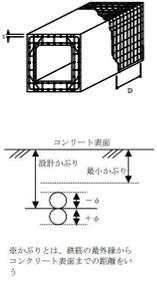
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	表記統一のため修正		
						平場	標高較差					±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差					±70	±160
					法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330					

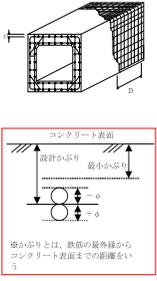
土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和5年10月版)

新(令和8年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1)重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルパート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
						設計かぶり±φかつ最小かぶり以上	D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径			
						かぶりt				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1)重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルパート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	誤植
						設計かぶり±φかつ最小かぶり以上	D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径				
						かぶりt					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

1.出来形管理基準及び規格値(案)目次

旧(令和5年10月版)						
【第3編 土木工事共通編】						
章、節	条	工種	枝番	種別	準用する出来形管理基準	項
第2章 一般施工						
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-3	桁製作工	1	仮組検査を実施する場合		2-134
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		〃
				2 仮組検査を実施しない		2-138
			3	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		2-140
第18節 床版工						

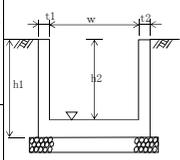
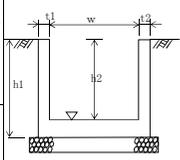
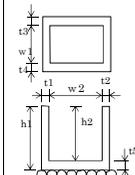
新(令和6年10月版)							改定理由
【第3編 土木工事共通編】							
章、節	条	工種	枝番	種別	準用する出来形管理基準	項	
第2章 一般施工							
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-3	桁製作工	1	仮組立検査を実施する場合		2-134	誤植
				シミュレーション仮組立検査を実施する場合		〃	
				2 仮組立検査を実施しない		2-138	
			3	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		2-140	
第18節 床版工							誤植

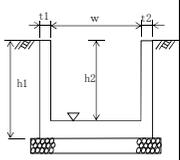
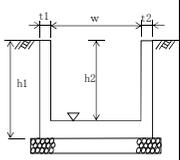
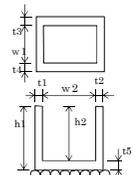
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

旧(令和5年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	3	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基								
							幅w(D)	-30			基礎1基毎					
							高さh	-30								
							根入れ長	設計値以上								
						7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。					
									高さ h	-30						
								パイプ取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所						
									-20							
								8	1	路側防護柵工 (ガードレール) (ガードパイプ)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1 施工箇所。		
												高さ h	-30			
ビーム取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所														
	-20															
3	2	3	8	3	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		※ワイヤロープ式防護柵 にも適用する					
							高さ h	-30								
							延長 L	-100								
						ケーブル取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所								
							-20									
						10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測 定。						

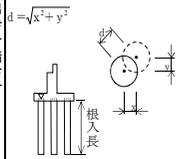
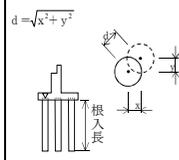
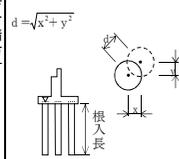
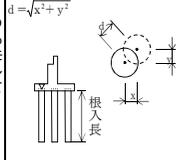
新(令和6年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由					
3	2	3	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			ICT					
							幅w(D)	-30				基礎1基毎				
							高さh	-30								
							根入れ長	設計値以上								
						7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。					
									高さ h	-30						
								パイプ取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所						
									-20							
								8	1	路側防護柵工 (ガードレール) (ガードパイプ)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1 施工箇所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
												高さ h	-30			
ビーム取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所														
	-20															
3	2	3	8	3	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		※ワイヤロープ式防護柵 にも適用する					
							高さ h	-30								
							延長 L	-100								
						ケーブル取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所								
							-20									
						10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測 定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。						

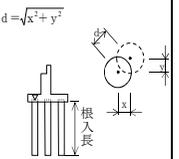
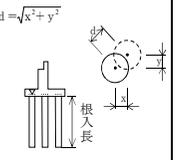
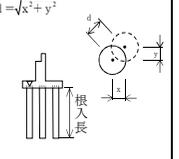
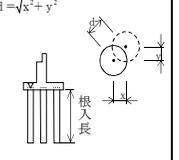
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

旧(令和6年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	3	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
						基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t1, t2	-20	1施工箇所毎				
						幅 w	-30					
						高さ h1, h2	-30					
				延長 L	-200							
				2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t1, t2	-20	1施工箇所毎				
						幅 w	-30					
						高さ h1, h2	-30					
						延長 L	-200					
32	集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合								
		※厚さ t1~t5	-20	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合								
		※幅 w1, w2	-30									
		※高さ h1, h2	-30									

新(令和6年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由		
3	2	3	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
						基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
						厚さ t1, t2	-20	1施工箇所毎					
						幅 w	-30						
						高さ h1, h2	-30						
				延長 L	-200								
				2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
						厚さ t1, t2	-20	1施工箇所毎					
						幅 w	-30						
						高さ h1, h2	-30						
						延長 L	-200						
32	集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合									
		※厚さ t1~t5	-20	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合									
		※幅 w1, w2	-30										
		※高さ h1, h2	-30										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

旧(令和5年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき 出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施す ることができる。		
						根入長	設計値以上			
				偏心量 d	D/4以内 かつ100以内					
				傾 斜	1/100以内					
				2	既製杭工 (鋼管ソイルセ メント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
根入長	設計値以上									
偏心量 d	100以内									
傾 斜	1/100以内									
杭 径 D	設計値以上									
5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき 出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施す ることができる。						
		根入長	設計値以上							
		偏心量 d	100以内							
		傾 斜	1/100以内							
		杭 径	[設計径(公称 径) -30]以上							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその 内径、補強リングを必要とする 場合は補強リングの内径とし、モ ルタルインゴの場合はモルタル 等の土留め構造の内径にて 測定。			
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	150以内				
					傾 斜	1/50以内				
					基礎径 D	設計径(公称 径) 以上※				

新(令和6年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方 向、橋軸方向等)とそれに直 交する横断方向の2方向で測 定。「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施す ることができる。			
						根入長	設計値以上				
				偏心量 d	D/4以内 かつ100以内						
				傾 斜	1/100以内						
				2	既製杭工 (鋼管ソイルセ メント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき 出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施す ることができる。			
根入長	設計値以上										
偏心量 d	100以内										
傾 斜	1/100以内										
杭 径 D	設計値以上										
5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方 向、橋軸方向等)とそれに直 交する横断方向の2方向で測 定。「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施す ることができる。							
		根入長	設計値以上								
		偏心量 d	100以内								
		傾 斜	1/100以内								
		杭 径	[設計径(公称 径) -30]以上								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方 向、橋軸方向等)とそれに直 交する横断方向の2方向で測 定。 ※ライナープレートの場合はその 内径、補強リングを必要とする 場合は補強リングの内径とし、モ ルタルインゴの場合はモルタル 等の土留め構造の内径にて 測定。				
					根入長	設計値以上					
					偏心量 d	150以内					
					傾 斜	1/50以内					
					基礎径 D	設計径(公称 径) 以上※					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

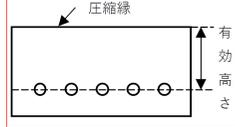
旧(令和5年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	18	床版工	2	床版工	基準高 ▽	±20				基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30						
						厚 さ t	-10～+20						
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10						
						鉄 筋 間 隔	±20				1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸直角方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10												

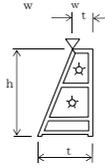
※面管理の場合は測定値の平均

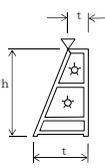
新(令和6年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	18	床版工	2	床版工	基準高 ▽	±20				基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			図形の追加
						幅 w	0～+30							
						厚 さ t	-10～+20							
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10							
						鉄 筋 間 隔	±20				1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸直角方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10													

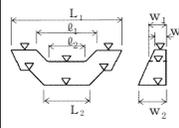
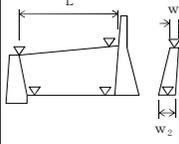
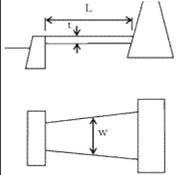


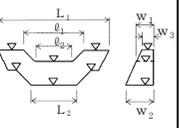
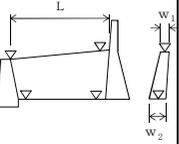
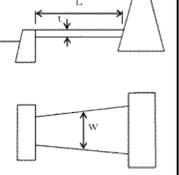
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

旧(令和5年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 基 準				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所 	
						基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	h < 3m			-50
							h ≥ 3m			-100
延 長 L	-200	1施工箇所毎。								

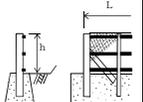
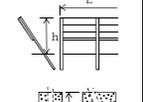
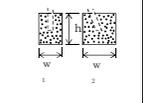
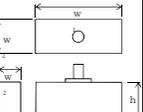
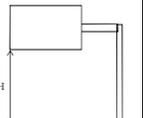
新(令和6年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 基 準						
	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所 	摘 要	改 定 理 由 誤植	
						基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚 さ t	-50					
						高 さ h	h < 3m					-50
							h ≥ 3m					-100
延 長 L	-200	1施工箇所毎。										

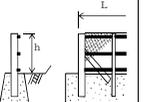
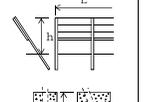
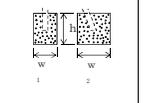
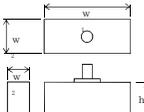
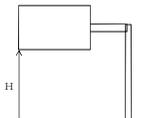
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第08編 砂防

旧(令和5年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
8	1	8	4		コンクリート堰堤 本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。				
						天端部 w1, w3	-30					
						堰幅 w2	±50					
						水通しの幅φ1, φ2	±50					
									堤長 L1, L2	-100		
						6		コンクリート側壁 工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	
						幅 w1, w2	-30					
						長さ L	-100					
						8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
						幅 w	-100					
						厚さ t	-30					
						延長 L	-100					

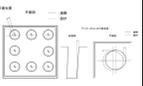
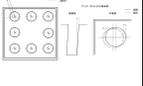
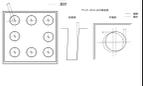
新(令和6年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
8	1	8	4		コンクリート堰堤 本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			ICT			
													天端部 w1, w3	-30
													堰幅 w2	±50
													水通しの幅φ1, φ2	±50
									堤長 L1, L2	-100				
						6		コンクリート側壁 工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			ICT
						幅 w1, w2	-30							
						長さ L	-100							
						8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			ICT
						幅 w	-100							
						厚さ t	-30							
						延長 L	-100							

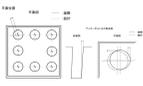
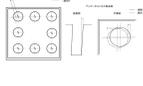
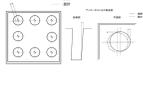
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

旧(令和5年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	1	道路改良	11	落石雪害防止工	4	落石防止柵工	幅 w	-200			
							延長 L	-200			
					5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長 L	-200	1施工箇所毎		
							高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
	6	防護柵工	高さ h	±30	1施工箇所毎。						
			延長 L	-200							
			基礎	幅 w1, w2			-30	基礎1基毎。			
						高さ h	-30				
	2	舗装工	9	4	大型標識工(標識基礎工)	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎			
						高さ h	-30				
大型標識工(標識柱工)					設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基				

新(令和6年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
10	1	道路改良	11	落石雪害防止工	4	落石防止柵工	幅 w	-200				ICT
							延長 L	-200				
					5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長 L	-200	1施工箇所毎			
							高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
	6	防護柵工	高さ h	±30	1施工箇所毎。							
			延長 L	-200								
			基礎	幅 w1, w2			-30	基礎1基毎。				
						高さ h	-30					
	2	舗装工	9	4	大型標識工(標識基礎工)	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎				ICT
						高さ h	-30					
大型標識工(標識柱工)					設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

旧(令和5年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	6	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 兵 目 に 血 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		
	7	RC	9		橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 兵 目 に 血 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		
		RC	橋脚工		橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 兵 目 に 血 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

新(令和6年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
10	3	6	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
	7	RC	9		橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
		RC	橋脚工		橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準及び規格値(案)

		旧(令和8年10月版)					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考
19改付工	材料	その他	練灰水の材質試験	上水道水及び上水道以外 の水の場合 JIS A 5000規格書C	練灰物の量 2g/L以下溶解性無機汚染物の 量 1g/L以下 見掛け粘度 200mPa以下 セメントの最終沈降の差 始発は30分以内、終結 は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7及び28日 70% 以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	水道を使用している場合は試験に換え、上水 道を使用していないことを資料により確認を行 う。 【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工編
				回収水の場合 JIS A 5000規格書C	塩化イオン濃: 200mg/L以下 セメントの最終沈降の差 始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7及び28日で 90%以上	その取扱いに、上水道水及び上水道以外の水 の質に適合するものとする。 【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工編	
19改付工	製造(フラス コ)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パワーストマの配合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰水量 品質管理の単位 コンクリート内のモルタル量の標準率: 0.8%以下 コンクリート内の骨格材量の標準率: 5%以下 圧縮強度の標準率: 7.0%以下 コンクリート内空気量の標準率: 10%以下 コンクリート(ルーラーコア)の標準率: 1.0%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	備考
				練灰水配合: 土木学会規 JISCE 1502-2013	コンクリート中のモルタル単位標準率: 0.8% 以下 コンクリート中の骨格材標準率の差: 5%以下 圧縮強度: 1.5%以下 空気量: 1%以下 スラング水: 30mg/L以下		
20取壊れ付法施工	施工	その他	塩化物質含量試験	「コンクリートの耐久性能上」	原則3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が前年と同様にある場合は、 年毎に1回(コンクリート打設前)に、その試験結果 が塩化物質含量の規格値の1/2以下の場合は、年毎 の試験を省略することができる。1回試験(異常値が 3回)試験の判定は3回の測定値の平均値とする。	「小規模工種」で「工場のみの使用量が50m ³ 未満の場合」は2回(1回以上の試験、または 「プレキャストコンクリート」工場の品質管理事 務が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回(試 験を行う。専任に検査を使用する場合は、「海 防の塩化物イオン含有率測定方法」(JIS C 0502-2018:030-2018)又は設計図書の規定に よる)。 非小規模工種については、スラング試験の項目 を参照 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)
20取壊れ付法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規 JISCE 9781-2013	設計強度以上	1回(6本材料1日に2回1日行う。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)	「専任員1回/m ³ 以上(材料28日)」「小規模工 種」は、プレキャスト(組立)組立(組立)工事に 使用するもの(コンクリート(モルタル)を交付し、 打設して自然乾燥させる場合)は、年毎の2回(年毎 で1回及び自然乾燥後、0.56のコアをとり、 1回で6本(0.7-3.0、0.28-3本)とする。 1回(16本(0.7-3.0、0.28-3本)とする。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)
21河川土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
22海岸土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
23砂浜土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
24道路土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 2011-1-5 JIS A 2011-2	練灰物の量 2.5以下 吸水率: 2018年制定(コンクリート標準示方書第 2編)に準拠して行う。	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1105	練灰物入り(骨)に 含まれる骨材の含有率が90%以上の場合は使 用できる。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編		
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1122 JIS A 5005	練灰物: 10%以下 骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編

		新(令和8年10月版)					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考
19改付工	施工	その他	練灰水の材質試験	上水道水及び上水道以外 の水の場合 JIS A 5000規格書C	練灰物の量 2g/L以下溶解性無機汚染物の 量 1g/L以下 見掛け粘度 200mPa以下 セメントの最終沈降の差 始発は30分以内、終結 は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7及び28日 70% 以上	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	水道を使用している場合は試験に換え、上水 道を使用していないことを資料により確認を行 う。 【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工編
				回収水の場合 JIS A 5000規格書C	塩化イオン濃: 200mg/L以下 セメントの最終沈降の差 始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7及び28日で 90%以上	その取扱いに、上水道水及び上水道以外の水 の質に適合するものとする。 【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工編	
19改付工	製造(フラス コ)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パワーストマの配合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰水量 品質管理の単位 コンクリート内のモルタル量の標準率: 0.8%以下 コンクリート内の骨格材量の標準率: 5%以下 圧縮強度の標準率: 7.0%以下 コンクリート内空気量の標準率: 10%以下 コンクリート(ルーラーコア)の標準率: 1.0%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月	備考
				練灰水配合: 土木学会規 JISCE 1502-2013	コンクリート中のモルタル単位標準率: 0.8% 以下 コンクリート中の骨格材標準率の差: 5%以下 圧縮強度: 1.5%以下 空気量: 1%以下 スラング水: 30mg/L以下		
20取壊れ付法施工	施工	その他	塩化物質含量試験	「コンクリートの耐久性能上」	原則3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が前年と同様にある場合は、 年毎に1回(コンクリート打設前)に、その試験結果 が塩化物質含量の規格値の1/2以下の場合は、年毎 の試験を省略することができる。1回試験(異常値が 3回)試験の判定は3回の測定値の平均値とする。	「小規模工種」で「工場のみの使用量が50m ³ 未満の場合」は2回(1回以上の試験、または 「プレキャストコンクリート」工場の品質管理事 務が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回(試 験を行う。専任に検査を使用する場合は、「海 防の塩化物イオン含有率測定方法」(JIS C 0502-2018:030-2018)又は設計図書の規定に よる)。 非小規模工種については、スラング試験の項目 を参照 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)
20取壊れ付法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規 JISCE 9781-2013	設計強度以上	1回(6本材料1日に2回1日行う。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)	「専任員1回/m ³ 以上(材料28日)」「小規模工 種」は、プレキャスト(組立)組立(組立)工事に 使用するもの(コンクリート(モルタル)を交付し、 打設して自然乾燥させる場合)は、年毎の2回(年毎 で1回及び自然乾燥後、0.56のコアをとり、 1回で6本(0.7-3.0、0.28-3本)とする。 1回(16本(0.7-3.0、0.28-3本)とする。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編 の「特殊の設計・施工指針(改訂版)平成25年 10月)
21河川土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
22海岸土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
23砂浜土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
24道路土工	施工	必須	現場管理の測定 ※圧入試験方法(3種 別)のいずれかを実施する。	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	圧入試験 圧入試験を用いた土の締結 管理要領(案)による。 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】 【圧入試験】	備考	備考
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 2011-1-5 JIS A 2011-2	練灰物の量 2.5以下 吸水率: 2018年制定(コンクリート標準示方書第 2編)に準拠して行う。	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1105	練灰物入り(骨)に 含まれる骨材の含有率が90%以上の場合は使 用できる。 【備考】 2017年制定(コンクリート標準示方書 施工程編		
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1122 JIS A 5005	練灰物: 10%以下 骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編
26コンクリートダム	材料	その他	骨材の含有率試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び用地が変わ った場合、 スラング水の直後は1回/日	【備考】 2018年制定(コンクリート標準示方書 第2編 2017年制定(コンクリート標準示方書 第2編

試験成績書等
による

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準及び規格値(案)

		旧(令和5年10月版)					
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	備 考	試験成績書等 による記載
26	コンクリートダム	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
26	コンクリートダム	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	6ヶ月の練灰水性試験	パッチモヤの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰質量 比管理の概要 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の骨材材料量の偏差率: 0.5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンクリートスラング(スラング)の偏差率: 15%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
26	コンクリートダム	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	練灰モヤの検査	土木学検定 JIS C 4502	コンクリート中の単位骨材質量の差: 0.8%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 30mm以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
26	コンクリートダム	施 工 必 須	塩化物量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則30g/kg以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、 事前に1回コンクリート打設を行い、その試験結果 が塩化物量の規格値の75%以下の場合、午 後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数 3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	骨材のすりばね試験	JIS A 1121 JIS A 5005	粒径: 40%以下 砂率: 35%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、高い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用可能。	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	骨材のすりばねによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材: 10%以下 骨材率: 12%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	6ヶ月の練灰水性試験	パッチモヤの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰質量 比管理の概要 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の骨材材料量の偏差率: 0.5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンクリートスラング(スラング)の偏差率: 15%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰モヤの検査	土木学検定 JIS C 4502-2013	コンクリート中の単位骨材質量の差: 0.8%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 30mm以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	施 工 必 須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	骨材1回以上 1回/日以上、構造物の重要度と工事の 規模に応じて2回以上1回/10m ² ごとに1回、及び 骨材1回以上骨材量の変動が認められた場合、な らび、テストピースは打設箇所毎に採取し、1回につき 3個(φ75×3個、φ28×3個)とする。	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
27	灌工コンクリート(NATM)	施 工 必 須	塩化物量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則30g/kg以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたが った場合は、事前に1回コンクリート打設に 先行し、その試験結果が塩化物量の規格値の 75%以下の場合、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○
28	打設付コンクリート(NATM)	材 料 その他 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は 除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○

		新(令和6年10月版)						
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	備 考	試験成績書等 による記載	改定理由
26	コンクリートダム	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
26	コンクリートダム	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	6ヶ月の練灰水性試験	パッチモヤの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰質量 比管理の概要 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の骨材材料量の偏差率: 0.5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンクリートスラング(スラング)の偏差率: 15%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
26	コンクリートダム	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	練灰モヤの検査	土木学検定 JIS C 4502	コンクリート中の単位骨材質量の差: 0.8%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 30mm以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
26	コンクリートダム	施 工 必 須	塩化物量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則30g/kg以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたが った場合は、事前に1回コンクリート打設に 先行し、その試験結果が塩化物量の規格値の 75%以下の場合、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定回数3回とする)試験 の判定は3回の測定値の平均値。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	骨材のすりばね試験	JIS A 1121 JIS A 5005	粒径: 40%以下 砂率: 35%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、高い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用可能。	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	骨材のすりばねによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材: 10%以下 骨材率: 12%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	材 料 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメント を使用 する 場合は 除く ○	6ヶ月の練灰水性試験	パッチモヤの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰質量 比管理の概要 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の骨材材料量の偏差率: 0.5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンクリートスラング(スラング)の偏差率: 15%以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	製造(フ ラント) マーク表 示され たポル トランド セメントを 使用する 場合は除く ○	練灰モヤの検査	土木学検定 JIS C 4502-2013	コンクリート中の単位骨材質量の差: 0.8%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 30mm以下	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	施 工 必 須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	骨材1回以上 1回/日以上、構造物の重要度と工事の 規模に応じて2回以上1回/10m ² ごとに1回、及び 骨材1回以上骨材量の変動が認められた場合、な らび、テストピースは打設箇所毎に採取し、1回につき 3個(φ75×3個、φ28×3個)とする。	【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
27	灌工コンクリート(NATM)	施 工 必 須	塩化物量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則30g/kg以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたが った場合は、事前に1回コンクリート打設に 先行し、その試験結果が塩化物量の規格値の 75%以下の場合、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる
28	打設付コンクリート(NATM)	材 料 その他 [JIS] マーク表示 された ポルトランド セメントを 使用する 場合は 除く ○	練灰水の水質試験	上水運水及び上水運水以外 の水の場合 JIS A 5300附属書C	使用物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝固時間: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水運水を使用している場合は試験に換え、上水 運水を使用していることを示す資料による確認を行 う場合。 【参考】 2017年制定コンクリート標準示方書 施工程編 2012年制定コンクリート標準示方書 施工編	○	JIS改定 標準書の標記に合わせる

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準及び規格値(案)

旧(令和5年10月版)								
工 種	種 別	試 験 区分	試 験 項目	試 験 方法	規 格 値	試 験 基準	備 考	試験成績表等 による確認
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 圧縮空気中の塩化物イオン量: 結露は30分以内、乾燥後は60分以内 圧入水の圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変化した場合、スランジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 【参考】 2018年制定[コンクリート標準示方書 標準編] 2017年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○
2B収付けコンクリート(NATM)	収付けコンクリート(表裏側) コンクリートを使用する場合は除く。	その他	6ヶ月の経過後の性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの経過後の公称容積の差: コンクリート中のモルタル量の公差: 0.8%以下 コンクリート中の骨材量の公差: 5%以下 圧縮強度の公差率: 7%以下 コンクリート中の空気量の公差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の公差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	【参考】 2019年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○
				JISCE-1002-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の骨材単位質量差: 5%以下 圧縮強度差: 7%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	【参考】 2018年制定[コンクリート標準示方書 標準編] 2012年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○
2B収付けコンクリート(NATM)	施 工	必 須	塩化物含量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設時にイオン含有率試験を行う(JISCE-C509:2018:503-2018)又は設計図書の規定により行うことができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	【参考】 2017年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○

新(令和6年10月版)									
工 種	種 別	試 験 区分	試 験 項目	試 験 方法	規 格 値	試 験 基準	備 考	試験成績表等 による確認	改定理由
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 圧縮空気中の塩化物イオン量: 結露は30分以内、乾燥後は60分以内 圧入水の圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/1.2ヶ月及び水質が変化した場合、スランジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 【参考】 2018年制定[コンクリート標準示方書 標準編] 2017年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○	JIS規定 標準の表記に合わせる
2B収付けコンクリート(NATM)	収付けコンクリート(表裏側) コンクリートを使用する場合は除く。	その他	6ヶ月の経過後の性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの経過後の公称容積の差: コンクリート中のモルタル量の公差: 0.8%以下 コンクリート中の骨材量の公差: 5%以下 圧縮強度の公差率: 7%以下 コンクリート中の空気量の公差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の公差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/1.2ヶ月。	【参考】 2018年制定[コンクリート標準示方書 標準編] 2017年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○	標準事項の改定に伴う
				JISCE-1002-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の骨材単位質量差: 5%以下 圧縮強度差: 7%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/1.2ヶ月。	【参考】 2018年制定[コンクリート標準示方書 標準編] 2012年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○	標準事項の改定に伴う
2B収付けコンクリート(NATM)	施 工	必 須	塩化物含量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設時にイオン含有率試験を行う(JISCE-C509:2018:503-2018)又は設計図書の規定により行うことができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	【参考】 2017年制定[コンクリート標準示方書 施工編]	○	JISCE標準改定

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表

旧(令和5年10月版)				
番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
22	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	
		温度測定		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリーディング試験		
		コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		

新(令和6年10月版)					
番号	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
22	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕		誤記修正
		スランブ試験			
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリーディング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和5年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	
				3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	不要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	
						深度	1施工箇所に1回 [打込前後]		
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

新(令和6年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31	2	側溝工(場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回 [型枠取外し後]		誤記修正
				3	側溝工(暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]		誤記修正
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]		
						深度	1施工箇所に1回 [打込前後]		
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第7編 海岸編

旧(令和5年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
7 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	9		石砕工	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						間詰石状況		

新(令和6年10月版)							改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
7 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	9		石砕工	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		誤記修正
						間詰石状況			